

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和5年10月12日（令和5年（行情）諮詢第907号）

答申日：令和8年1月19日（令和7年度（行情）答申第792号）

事件名：特定秘密の指定に関する決裁関連文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「「特定秘密」の指定に関する決裁関連文書の全て（期間は令和4年1～12月）。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書9」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年3月20日付け防官文第5681号及び同年6月29日付け防官文第13996号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書1（原処分1）

ア ないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ ないしク （略）

ケ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

コ （略）

（2）審査請求書2（原処分2）

ア ないしエ （略）

オ 上記（1）オと同旨。

カ 及びキ （略）

ク 上記（1）ケと同旨。

ケ (略)

第3 質問序の説明の概要

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年3月20日付け防官文第5681号により、本件対象文書のうち、別紙に掲げる文書1ないし文書3について、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った後、同年6月29日付け防官文第13996号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる文書4ないし文書9について、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件質問に当たっては、それらの審査請求を併合し質問する。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) ないし (3) (略)

(4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(5) 及び (6) (略)

(7) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(8) (略)

(9) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件質問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年10月12日 質問の受理
- ② 同日 質問序から理由説明書を收受
- ③ 同年11月14日 審議
- ④ 令和8年1月13日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本

件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、処分庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）3条1項の規定に基づき、令和4年1月ないし同年12月の間（以下「当該期間」という。）、行政機関の長である防衛大臣が特定秘密の指定を行った決裁関連文書の全てを求めているものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 防衛省においては、当該期間に計25件の特定秘密の指定を行っており、本件対象文書は、特定秘密の指定を行った決裁関連文書の全てである。

なお、当該期間における特定秘密の指定等の状況については、特定秘密保護法19条の規定に基づき、国会に報告されている。

ウ 本件審査請求を受け、念のため、改めて関係部署において再度探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の作成及び保有は確認できなかった。

(2) 当審査会事務局職員をして、特定秘密保護法19条に基づく国会報告を確認したところ、諮問庁は、当該期間に計25件の特定秘密の指定を行ったことが認められる。

上記（1）イの説明について、特段不自然、不合理な点は認められず、他に本件対象文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

また、上記（1）ウの探索の範囲等に特段の問題があるとも認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 運用に関する情報

別表の番号1及び番号2に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊に

おける運用に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の運用要領及び能力が推察され、悪意を有する相手方をして、その対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 防衛力整備に関する情報

別表の番号3に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の防衛力整備に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国の防衛力整備における関心事項及び防衛構想が推察され、悪意を有する相手方をして、その対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 情報業務に関する情報

別表の番号4に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊における情報業務に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心、情報収集の精度及び分析能力等が推察され、悪意を有する相手方をして、その対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 他国との協力に関する情報

別表の番号5に掲げる不開示部分には、公にしないことを前提とした他国との協力に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、当該他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

本件対象文書

- 文書1 特定秘密の指定について（防-418）
- 文書2 特定秘密の指定について（防-435～441）
- 文書3 特定秘密の指定について（防-432）
- 文書4 特定秘密の指定について（防-417）
- 文書5 特定秘密の指定について（防-419）
- 文書6 特定秘密の指定について（防-420～430）
- 文書7 特定秘密の指定について（防-433）
- 文書8 特定秘密の指定について（防-434）
- 文書9 特定秘密の指定について（統幕首参秘第4-13号）

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2	6枚目、8枚目及び10枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の運用に関する情報等が記載されており、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領及び能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、また、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあるとともに、その後の防衛省・自衛隊の行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
2	文書 2	14枚目及び16枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の運用に関する情報等が記載されており、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領及び能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあるとともに、その後の防衛省・自衛隊の行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
3	文書 4	4枚目ないし6枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の防衛力整備に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛力整備における関心事項及び防衛構想が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び6
	文書 6	22枚目の一部	

			号柱書きに該当するため不開示とした。
4	文書 6	4枚目及び6枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の情報収集・整理の計画に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心、情報収集の精度及び分析能力が推察され、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
5	文書 9	3枚目及び4枚目のそれぞれ一部	我が国と他国との間の協力に関する情報であり、これを公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、防衛省・自衛隊の行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。

※当審査会において整理した。